

## よくある御質問

令和3年4月16日現在

### 申請手続きについて

1	夫（妻）が愛知県に居住し、配偶者が別の都道府県に居住しています。愛知県で申請できますか。	申請者が愛知県内に住所を有していれば申請できます。
2	夫（妻）が愛知県に居住し、配偶者が外国に居住していません。愛知県で申請できますか。	申請者が愛知県内に住所を有していれば申請できます。
3	治療日現在は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。申請できますか。	令和3年1月1日以降に治療が終了する場合は、治療開始時に事実婚であることが確認できれば申請できます。
4	外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか。	使用できます。ただし、通称名が記載されている住民票の写しを御提出いただくこと、及び振込口座が通称名であることが必要です。
5	申請書類はどこで入手できますか。	県内の指定医療機関に配布していますので、指定医療機関にお申し出ください。また、愛知県健康対策課のホームページからダウンロードすることもできます。
6	複数回分の申請をまとめて提出することはできますか。	治療の終了日が同じ年度内であれば、可能です。この場合、戸籍謄本及び所得を証明する書類は、1部ずつで結構です。
7	戸籍謄本は何か月前のものでもよいのですか。	申請受付日から3か月以内に発行されたものを御提出ください。
8	戸籍抄本でもよいのですか。	戸籍謄本は戸籍の全部の写しであり、戸籍抄本は戸籍の記載のうち、指定した一部の者の事項のみが記載されたものです。ですので、戸籍抄本を添付書類とされる場合は、夫の戸籍抄本と妻の戸籍抄本それぞれが必要となります。
9	領収書を紛失したのですがどうすればよいのですか。	医療機関に領収証明を発行してもらい、それを提出してください。
10	領収書を確定申告で使用したいのですが、コピーでもよいのですか。	コピーでも申請可能ですが、原本もあわせてお持ちいただく必要があります。照合させていただいた後、原本に助成金申請済のスタンプを押させていただいた上で返却いたします。
11	令和3年1月1日治療終了分から制度が変わり、所得制限が撤廃されてますが、所得証明書は、必要ですか。	令和2年度分(令和3年3月31日までに治療が終了された方)を申請される場合は、必要です。 令和3年度分(令和3年4月1日以降に治療を終了された方)を申請される場合は、不要になります。

12	所得額の計算方法がよくわかりません。	<p>所得額は、夫婦各々について「所得合計額 - 80,000円〔社会保険料等相当額〕 - 諸控除額」で算出し、夫婦合算で730万円未満であることが条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得合計額：収入が給与収入のみであれば、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に該当します。</li> <li>・80,000円〔社会保険料等相当額〕：実際の社会保険料控除額とは関係なく、一律80,000円を差し引きます。</li> <li>・諸控除額：「雑損控除」「医療費控除」「小規模企業共済等掛金控除」「障害者控除」「障害者特別控除」「勤労学生控除」がある場合、その控除額を差し引きます。</li> </ul>
13	配偶者の扶養に入っていて所得がありません。所得を証明する書類は提出しなくてもよいですか。	所得が無いことの証明が必要となりますので、提出してください。
14	所得証明書は、いつのものを提出する必要があるのですか。	<p>所得証明書は、1月1日～12月31日までの1年間の住民税額を確定するための所得額を証明するもので、毎年5月～6月頃に市町村により住民税額が決定されます。</p> <p>申請書の提出月が1月～5月の場合は、令和2年度(令和元年分)の所得証明書を提出してください。</p>
15	最近数年間は海外に居住していました。所得の証明は何を提出すればよいですか。	日本での所得対象となる所得以外は計算の対象外になりますので、所得証明書を提出できない理由書と、海外に居住していると判断できる書類を提出してください。例としては、戸籍の附票、在勤証明書、パスポート（出入国記録がわかる状態のもの）の写し等で、海外に居る期間が明示されているものになります。その書類が外国語で書かれている場合は、日本語訳も添付してください。
16	所得を証明する書類として、住民税課税通知書を使用できますか。	合計所得金額、及び所得控除の内訳が記載されていない場合がありますので、原則として使用できません。
17	助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのですか。	医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。
18	3月末に治療が終了したため、年度内の申請に間に合いません。	2月から3月までの間に終了した治療については、5月末日まで申請することができます。
19	申請してから助成金が振り込まれるまでのくらくかりですか。	目安として、書類の不備等が無ければ、申請書受理日から概ね1か月で承認通知書を発送し、そこから概ね1か月以内に指定口座へ振り込みます。
20	初回の申請で30万円の助成を受けました。2回目以降の申請で初回以前に終了していた分を申請できますか。	初回助成を受けた治療より前の治療を後から助成申請することはできません。

#### 助成対象について

1	県外の指定医療機関で特定不妊治療を受けたのですが、助成の対象になりますか。	治療を受けた医療機関が、所在する都道府県・指定都市・中核市において特定不妊治療費助成制度の指定医療機関となっていれば、助成の対象になります。
---	---------------------------------------	--

2	指定医療機関による特定不妊治療の一環として、指定医療機関とは別の近隣の医療機関で注射や検査を受けました。この場合、特定不妊治療費助成事業受診等証明書はどのように記載されるのですか。	指定医療機関の主治医が合わせて記載します。本来、特定不妊治療については、指定医療機関において完結すべきものですが、治療を受ける者の利便性を鑑み、指定医療機関の主治医の指示を前提条件として、軽微な医療行為（採血や検査等）は別の医療機関で受けても差し支えないとされています。（診察、採卵、受精、移植等、治療の根幹になる行為は不可です。）
3	人工授精も助成の対象になりますか。	対象とはなりません。人工授精については、各市町村が助成を行っております。
4	助成の対象とならない治療費を教えてください。	入院料、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料（保存料）及び文書料等は助成の対象とはなりません。
5	特定不妊治療を開始したが、採卵に至らず終了となった場合、投薬等にかかった費用は対象となりますか。	採卵に至っていない場合は対象なりません。
6	採卵・受精し胚を凍結したが、体調が整わず、移植が行えていない状況です。治療の中止として助成の対象になりますか。	母体の状態を整えるために間隔をあけた後に移植を行う予定がある場合は、移植・妊娠の確認までを一連の治療ととらえますので、全ての治療が終了した後に申請することとなります。回復の見込みが立たないため、もしくは他の疾患の治療を優先させるために主治医が特定不妊治療の終了を判断した場合は、【治療区分D】として申請が可能です。
7	採卵・受精後に胚を凍結し、周期を開けて胚移植を行いました。採卵と移植を分けて2回分として申請することはできますか。	移植まで至った治療は、移植・妊娠の確認までを1回の治療としてとらえるため、採卵と移植を分けて2回分として申請することはできません。採卵から移植・妊娠の確認までを1回分の治療として【治療区分B】で申請していただくこととなります。
8	以前に凍結した胚を使って移植しようとしたが、融解に成功せず治療終了となった場合は助成の対象となりますか。	採卵を伴わない凍結胚の移植【治療区分C】を行おうとした際に、融解に成功せず治療終了となった場合には、助成の対象なりません。採卵を伴う凍結胚移植の場合で、融解に成功せず、やむを得ず治療を終了することとなった場合には、【治療区分D】に該当します。
9	採卵・受精後に胚を凍結し、移植を予定していたが自然妊娠しました。採卵の費用について助成対象となりますか。	【治療区分D】として、申請が可能です。
10	今後がん治療を行うため、卵子を凍結保存しておき、治療後に卵子解凍、受精、移植をしたいのですが、このような場合は助成の対象となりますか。	採卵までの費用は対象とはなりません。ただし、がん治療終了後に以前に凍結した卵子を使用して特定不妊治療を行った場合は、【治療区分C】として申請することができます。この場合、対象となる費用は胚移植からとなり、採卵から受精までの費用は対象とはなりません。
11	凍結保存していた余剰胚を用いて凍結胚移植を行いました。凍結費用や保存料は助成の対象になりますか。	余剰胚を用いた凍結胚移植は【治療区分C】に該当します。【治療区分C】は、移植に向けた投薬・注射等の開始日を治療開始日としますので、胚凍結に係る費用や管理料（保存料）は助成の対象なりません。ただし、胚の融解に係る技術料は助成の対象とすることができます。

## 助成回数について

1	助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成の対象外となるということですが、どの時点の年齢で判断するのですか。	治療開始日における年齢で判断します。治療終了日時点が43歳であっても、治療開始日時点が42歳以下であれば助成の対象となります。
2	39歳以下で初回の助成を受けた場合、その後も助成上限回数は6回そのまま変わらないと理解してよいですか。	助成上限回数は、通算1回目の助成認定時における治療開始日時点の年齢で決定し固定されます。39歳までに初めて助成認定を受けた場合は、40歳を超えても通算回数は6回のみです。ただし、助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成の対象外となります。
3	住んでいる市町村で人工授精の助成を受けましたが、今後特定不妊治療の助成金を申請する場合、人工授精の助成金も助成回数に通算されますか。	別の制度となりますので、通算はされません。
4	(回数リセット) 過去に助成回数の上限に達した夫婦について、その後に助成制度の利用によらない出生が確認できた場合も、助成回数をリセットできますか。 例) 平成30年度までに6回助成を受けた夫婦が令和元年度に自費による治療で妊娠・出産し、次子のために開始した治療が令和3年1月1日以降に終了する場合→助成対象となり、治療開始時の妻の年齢が40歳未満であればあと6回、40歳以上であればあと3回の上限（どちらも妻の年齢が43歳に達するまで、または次の出産までの上限）と考えてよいですか。	自然妊娠や自費による不妊治療により出産した場合も、回数リセットの対象とできます。
5	(回数リセット) 死産届は写しでよいか。また、提出先の自治体の受付印が入ったものである必要ですか。 死産届が提出できない場合は、どうすればよいですか。	本人の所有する死産届の写しや母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し、死産証書・死胎検案書等により確認します。提出先の自治体の受付印は不要です。

## 男性不妊治療について

1	助成の対象となる手術及び費用を教えてください。	対象となる治療は、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる、以下の費用の一部です。必ず特定不妊治療を行う主治医の指示が前提となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精巣内精子生検採取法（TESE）</li> <li>・精巣上体内精子吸引採取法（MESA）</li> <li>・経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）</li> <li>・精巣内精子吸引採取法（TESA）</li> </ul> 対象となる費用は、医療保険が適用されない手術代及び精子凍結料です。検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院費用、食事療養費は助成対象外です。
2	精策静脈瘤手術、精路再建手術は助成の対象となりますか。	助成の対象とはなりません。

3	助成対象となる手術の時期はいつですか。	<p>特定不妊治療の治療終了日の属する年度の前年度以降に手術を実施したものについて申請できます。</p> <p>例えば、特定不妊治療の治療終了日が平成29年5月（平成29年度）であれば、平成28年度以降（平成28年4月以降）に実施した手術が助成対象となります。</p>
4	助成の対象となる手術をどこの医療機関で受けても、助成対象になりますか。	<p>手術により精子の採取を行う医療機関として指定を受けた医療機関において手術を受けた場合、助成の対象になります。指定医療機関で診断を受けずに、指定外の医療機関で手術を受けた場合は助成の対象にはなりません。</p>
5	男性不妊治療及び特定不妊治療を行った場合、受診等証明書は2枚必要になるのですか。	<p>男性不妊治療及び特定不妊治療については、それぞれで受診等証明書を作成することになります。</p>
6	助成上限回数がありますか。	<p>特定不妊治療費助成の妻の助成上限回数の範囲内で申請できます。</p>
7	夫の年齢制限がありますか。	<p>ありません。</p>
8	同時に助成申請をした特定不妊治療費が、対象要件を満たさず助成の対象とならなかった場合、夫の手術費のみ助成の対象となりますか。	<p>特定不妊治療費が助成の対象とならなかった場合は、夫の手術費についても助成の対象とはなりません。</p>